

令和元年度 農業経営改善セミナー 開催要領

令和元年 11 月

宮城県担い手育成総合支援協議会

1 目 的

本年 10 月 1 日から消費税が 10%に引き上げられるとともに、飲食料品等一部の品目については軽減税率が導入されました。農業者にとっては仕入れと販売で異なる税率が適用されるなど正確な会計処理が必要となっています。又、特定農作業受委託をはじめ受託作業を行っていた方にとって、生産物の帰属など従来の扱いと異なる点が生じているなど、税務対策の面で大きく変更が生じています。又、令和 5 年 10 月からはインボイス制度が正式に導入され、それまでの 4 年間は段階的な移行期間となっているなど、留意事項も多岐にわたることから、各経営体の経営形態に応じた対応点を明らかにし、正確な情報提供を行うことを目的とします。

2 主 催

(宮城県農業経営相談所)

宮城県担い手育成総合支援協議会

3 日 時

① 令和元年 12 月 2 日 (月) 午前 10 時 30 分～正午

② 同 12 月 9 日 (月) 同

③ 同 12 月 10 日 (火) 同

(※いずれも午前 10 時 15 分より受付開始)

4 場 所

① エポカ 21 (栗原市志波姫新熊谷 279-2、電話 0228-23-0021)

② 大崎職業訓練センター (大崎市古川西館 3-9-10、電話 0229-22-1509)

③ せんだい農業園芸センター (仙台市若林区荒井切新田 13-1

電話 022-288-0811)

5 内 容

(1) 講演及び質疑 (約 90 分)

『消費税改定に伴う軽減税率導入と令和 5 年 10 月からのインボイス制度開始に向けた対応』

講師 三井信一税理士事務所代表
税理士 三井 信一 氏

6 参集対象者

認定農業者及び集落営農組織・法人等のリーダー、認定農業者協議会・農業法人協会・市町村担い手育成総合支援協議議会等構成各団体（市町村、JA、農業委員会、土地改良区等）の関係役職員、宮城県及び県担い手協構成各団体等関係者

各会場 50名（先着順）

7 参加申込及び事前質問の受付

別添の申込様式により、各会場開催日の2日前までに、本協議会事務局にFAXまたはEメールにより、連絡・報告して下さい。

特にお知りになりたい事項については、申し込み書の事前質問事項欄への記入もお願いします。セミナー当日に匿名でまとめ、配付資料とさせていただきます。

なお、税務に関して各経営体の個別事情による質問内容につきましては、回答できかねる場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

なお、当日午後から各会場において(一社)宮城県農業会議所管による経営相談会(同封チラシをご覧ください)も開催されますので、合わせての参加もご検討下さい。

8 その他

当日は、入場無料となります。また、駐車場については、各会場の駐車場を利用出来ますが、駐車可能台数が限られておりますので、出来るだけ乗り合わせで来場頂きますようお願いいたします。

(別 紙)

令和元年度 農業経営改善セミナー日程表

時 間	内 容
10:15~10:30	〈集合・受付〉
10:30~10:35	1 開会挨拶 宮城県担い手育成総合支援協議会
10:35~12:00	2 講演（質疑を含む） 『消費税改定に伴う軽減税率導入と令和5年10月からのインボイス制度開始に向けた対応』 講師 三井信一税理士事務所 代表 税理士 三井 信一 氏
12:00	〈閉会・解散〉

※各会場の開催日時及び場所

- ① 令和元年12月2日（月）午前10時30分～正午
エポカ 21（栗原市志波姫新熊谷 279-2、電話 0228-23-0021）
- ② 同 12月9日（月）午前10時30分～正午
大崎職業訓練センター（大崎市古川西館 3-9-10、電話 0229-22-1509）
- ③ 同 12月10日（火）午前10時30分～正午同
せんだい農業園芸センター（仙台市若林区荒井切新田 13-1
電話 022-288-0811）

（※いずれも午前10時15分より受付開始）